

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年12月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ネパール国地方政府・行政システム機能強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ネパール国地方政府・行政システム機能強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00720

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国地方政府・行政システム機能強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年2月から2025年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度末（2025年3月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第二課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年12月10日まで
2	入札説明書に対する質問	2024年12月11日 12時まで
3	質問への回答	2024年12月16日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年12月20日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年1月10日 14時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、ます。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めます。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/DGuNPTR5Bs>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期

間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙2「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ネパールは、120以上のカーストや民族等のグループから構成される多民族国家で、歴史上長く王政が続いていたが、1990年の第一次民主化運動により国王親政体制から立憲君主体制に移行した。その後、新憲法制定や国王の特権廃止等を求めた活動を契機に、1996年から10年に亘り内戦状態が続いた。2006年に和平合意に至り内戦は終結し、2015年に新憲法が制定・公布された。新憲法において新たな行政単位として7州からなる連邦制が導入され、単一国家から連邦制国家に移行し連邦、州、地方の三層構造になった。2017年に行われた州・地方議会の選挙において新たに選出された代表のもとで翌年より各政府が活動を開始した。

ネパール政府は、連邦制のもとで公共サービス提供改善や地方自治の推進を重要な目標と掲げ、既存の法律や行政手続きの見直し、行政機関の組織の再編成を進めた。2017年に制定された地方政府運営法（Local Government Operation Act）では、地方政府が主体的に基本計画（開発計画、セクター計画等）を策定することや効率的な行政機能の推進すること等が定められており、2020年に制定された政府間関係調整法（Federal, Provincial and Local Level Coordination and Interrelations Act）では、連邦・州政府・地方政府の各層政府の役割や機能、関係性を詳しく規定した。地方財政に関しては、政府間財政管理法（Inter-government Fiscal Management Act）を制定し、連邦政府から州・地方政府への財政管理に関する歳入権限（連邦政府から州・地方政府への交付金の配分割合、各税収における連邦政府・州政府・地方政府間の配分額調整）を定め、人事面については、人事調整法（Staff Adjustment Act）を制定し、公務員配置について連邦政府から州・地方政府への移管を含めた人事異動ルールを定めるなど、州・地方政府への体制移管を進めた。

連邦制導入以降、行財政改革が進められ、地方自治体が主体的に法令策定や開発計画を立案し、予算編成を行う体制構築が進められてきたものの、現状、州・地方政府は人材や財源不足をはじめ様々な課題に直面している。財政面は、連邦政府からの交付金額が各州・地方政府の自己財源を上回っていることにより、州・地方政府

の自主財源比率は全歳入の約 5%に留まり、歳入は連邦政府からの交付金に依存している。また、現在、国会審議中の連邦公務員法改正案において、今後 10 年間は移行期間として、州政府次官や高官ポストは連邦政府からの派遣が継続する方針が示されており、連邦政府の権限が人事面でも継続すると見込まれる。更に、州・地方政府ともに雇用プロセスや条件を定める州公務員法（Provincial Civil Service Act: PCSA）・地方公務員法（Local Civil Service Act: LCSA）が制定されておらず、州・地方政府共にいまだ州・地方公務員が雇用できず空席ポストが多くあり必要な人員の配置がされていないことや、連邦政府から委任配置される官僚の頻繁な異動により、州・地方政府の自立的な発展の妨げとなっている状況である。更に、個々の行政官は地方自治体の運営に必要な知識や技術が不足しており、政策や計画策定、事業管理等の能力強化も大きな課題となっている。

地方行政の強化を目的に、ネパール政府は国家プログラムとして「地方自治・コミュニティ開発プログラム（Local Governance and Community Development Programme、以下「LGCDP」という。）を 2 フェーズ（2008 年～2016 年）にわたり実施し、その後継プログラムとして 2019 年 1 月より州・地方ガバナンス支援プログラム（Provincial and Local Governance Support Programme、以下「PLGSP」という。）を実施している。こうした取り組みを通じて、州・地方政府の能力強化や、権限移譲を踏まえた州・地方レベルの制度面の枠組み構築等に取り組んできた。

JICA はネパールのガバナンス分野において、技術協力を通じて地方行政官向け研修強化やライン省庁及び地方行政官の事業モニタリング評価の向上に取り組んできた。具体的には、「調査分析能力の強化を通じた地方行政研修の質向上プロジェクト」（2016～2019 年）を通じ、地方研修開発学院（LDTA）及び地方開発研修センターにおいて質の高い研修を提供するための体制構築を支援した。また、「モニタリング評価システム強化計画プロジェクト」（フェーズ 1：2006～2010 年、フェーズ 2：2011～2015 年）では、意思決定や公費支出をより信頼性が高く透明性のあるシステムとするため、モニタリング・評価（M&E）能力の強化を図った。同プロジェクトの成果は、現在の国全体のモニタリング・評価マニュアル（2018 年）にも活かされている。更に、連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査（2019 年～2021 年）を実施し、連邦制移行における基礎情報収集を行ったほか、全世界行政分野における包括的な支援アプローチの実証研究（プロジェクト研究、2024 年 4 月）ではケーススタディの対象国として、JICA のグローバル・アジェンダ「ガバナンス」を踏まえた支援アプローチについて検証を行った。

ネパール政府は、連邦制のもとで地域のニーズに即した開発や公共サービスの改善を目指しており、本調査は地方行政分野における JICA の将来の支援事業の検討に必要な情報収集を行うものである。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、州・地方政府の行政能力や課題を調査し、その強化に必要な課題を検討するとともに、協力ニーズを踏まえ、今後のネパールにおける地方行政分野におけるJICAの協力やプログラムの方向性を検討するために実施するものである。本調査においてコンサルタントは、上記調査の目的を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施する。また、調査の進捗に応じ「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成し、ネパール政府へ説明・協議を行う。

第3条 調査実施の留意事項

1. 本調査の位置付けと想定される JICA 支援の方向性

本調査は、先行調査である「連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査」や「世界行政分野における包括的な支援アプローチの実証研究（プロジェクト研究）」を通じて明らかとなった課題を踏まえ、地方行政分野における具体的な支援の方向性を検討するために必要な情報収集を行う。

先行調査の結果から、連邦制を推進する法令整備や制度構築は進展しているものの、実態の運用において、地方行政官の計画策定、交付金等の財政面、公共投資事業の形成や事業管理等の課題が確認されている。これら課題への対応として、今後の協力として、地方行政官の開発計画や予算計画の策定能力強化、及び同計画を踏まえた公共投資の実施事業管理体制や能力の向上が必要であると考えられ、本調査において具体的な州・地方政府をサンプルとして実態調査（詳細以下4. を参照）を行い、支援アプローチを検証する。

なお、本調査では、地方自治体による公共投資の事業計画の策定、事前審査・選定、調達、実施監理、モニタリング評価等の一連のプロセスの現状把握や課題の抽出は行うが、今後の協力において、入札等の調達プロセスは対象外とする想定。また、公務員制度・人事行政に対する支援についても、法令整備状況の遅れや公務員数の不足等により直接的な支援を行うことが難しいため、支援策からは対象外とする。但し、公務員の採用や地方への配置状況の把握することは、今後の協力を検討する上で重要な要素であるため、先行調査「連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査」も参考にアップデートすること。

2. 調査対象の州・地方政府の選定について

調査対象とする州・地方政府については、JICA 側で事前に絞り込みの作業を行った3州21ヶ所の中から選定し、現地踏査を行うこと（JICA 側で絞り込みを行った3州21ヶ所については、配布資料① 調査対象とする州・地方政府の候補リストを参照）。事前の絞り込みは、開発に関する各指標（Human Development Index、Gender

Development Index、Values of LDC、Poverty Index）をベースに開発が遅れている3州を選定し、さらに国家天然資源・財政委員会（National Natural Resources and Fiscal Commission）の自治体パフォーマンス評価（主に過去の予算計画の提出状況や、連邦政府からの交付金配分状況、開発計画の策定実績）を勘案し、パフォーマンスが良好な地方政府21ヶ所を選定している（プロジェクト実施時の効率性に鑑み、至近の国内空港から車両移動4時間以上を要する州・地方政府は対象外としている）。3州21ヶ所の中から、1州あたり2～3ヶ所、3州合計で6～9ヶ所を調査対象とすることを想定している⁴。

3. 連邦制を踏まえた JICA の事業実施の留意点と整理

連邦制移行に伴う法律や行政手続きの制度枠組みについては、先行調査である「連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査」にて基本的な情報収集が行われており、今回の調査では先行調査をレビューし、変更や更新事項を中心に調査報告書を取りまとめる。ネパールにおける連邦制や地方自治は、連邦総務省（Ministry of Federal Affairs and General Administration）が所管しているが、州・地方政府の行政事務遂行に必要な計画策定や予算編成業務に必要なガイドライン整備は国家計画委員会（National Planning Commission）、地方向けの交付金配分は国家天然資源・財政委員会（The National Natural Resources and Fiscal Commission）がとりまとめており、これら関係機関からもヒアリングを行い、課題整理を行うこと。

また、ネパール政府が国家プログラムとして取り組んでいる「州・地方政府ガバナンス支援プログラム（PLGSP）」を通じ、州・地方政府における法令整備や行政事務遂行に必要なガイドラインやシステム整備、州及び地方行政官の能力強化が行われている。同プログラムの取り組み結果や課題を整理し、地方行政分野において今後取り組むべき事項を抽出し、JICA が地方行政分野で取り組む際の教訓や今後の方向性を提案する。なお、同プログラムでは、州・地方政府職員の能力強化を目的に、2020年に州グッドガバナンスセンター（Provincial Center for Good Governance : PCGG）が各州に設置されており、同センターの具体的な取り組みも確認する。

4. 州・地方政府の情報収集と課題整理における留意点

上記2. で選定した地方政府を対象に現地踏査を通じ、各自治体での公共投資に関する計画策定、財政管理、インフラの活用状況や運営・維持管理体制等の情報収集を行い、課題を整理すること。財務管理や公共投資の実施状況については、経年での変化も踏まえた分析を行うこと。その他、各項目における留意点は以下の通り。

⁴ 調査対象とする州・地方政府については、選定理由や対案についてプロポーザルにて具体的に記載すること。

なお、効率的に情報収集を行うため、州・地方政府を対象に行うデータ収集にあたっては現地庸人の活用を想定している。⁵

(ア) 開発計画・予算計画

州・地方政府は、短期・中期の開発計画や予算計画の策定が義務付けられている。開発計画や予算計画は国家計画委員会（NPC）のガイドラインに基づいて策定されることになっているため、ガイドラインの活用状況を把握し、職員の能力強化等の必要性を確認する（州・地方政府によっては、独自のガイドラインが整備しているところもあり、その実態を含めて確認する）。また、先行調査において開発計画策定に必要なデータ不足が不足していることが原因で、計画策定における指標設定が困難であることから中期的な開発計画と年間の予算編成との整合が取れていないまま計画策定が行われていることが指摘されている。自治体における各計画文書の整合性やデータ活用の状況について実態や課題を整理する。また、開発計画策定プロセスにおける州・地方政府内の調整メカニズムの有無や住民ニーズの確認や反映の程度についても分析を行う。行政運営において市民社会との協働は重要な要素であり有用な事例があれば取りまとめるとともに、課題を整理する。

(イ) 財務管理

州・地方政府の財政は、税収、税外収入からなる自主財源と連邦政府からの交付金で構成されるが、歳入の大部分を連邦政府からの交付金に依存しており、財政能力の低さゆえに適切な開発事業や行政サービスが実施出来ていないのが実態である。本調査では、経年での予算増減や歳入と歳出のギャップ、予算執行率等の分析を行う。また、州・地方政府の自主財源は限定的であり、各自治体の財政状況に加え、公共投資やサービスを行うにあたって代替となる資金ソース（民間資金や開発援助機関の資金協力）の獲得状況についても調査を行う。なお、州・地方政府の自主財源である税収、税外収入については内訳を確認するとともに、自主財源の増加に向けた独自の施策や取り組みの有無を確認する。交付金は、均等化交付金、条件付き交付金、補完的交付金、特別交付金と目的が異なる4種類の交付金が配賦されており交付金毎に金額を整理する⁶。

⁵ 州・地方政府を対象に行う調査は、本調査において主要な課題整理にかかる情報分析であり、効率的に実施することが期待されることから、調査方法及び具体的なデータ収集の対象について、プロポーザルで提案願います。また、本項目（ア）～（エ）のデータ収集については、現地庸人の活用を想定している（3州6～9ヶ所で4.5ヶ月程度を目途）。

⁶ 均等化交付金は、その用途に関して条件がない交付金で、国家天然資源・財政委員会が州・地方政府への配分方法を決定する。条件付交付金は、連邦政府の事業を実施するにあたって、州や地方政府が負担した費用の払い戻しとして交付される。補完的交付金は連邦政府が計画した活動を実施する際の費用として交付される。なお、均等化

(ウ) 公共投資事業の実施状況

公共投資事業の形成や審査・選定、モニタリング評価は国家計画委員会にてガイドラインに基づいて実施することとなっている。事業形成、審査・選定、調達に関するガイドラインや関係する法令整備の状況など州・地方政府における公共投資事業の制度枠組みを整理するとともに、調査対象となる地方政府における事業の優先順位付けや選定基準、入札等の業者選定方法や契約条件、一連のプロセスにかかる実施体制、選定における住民ニーズの反映について実態や課題を整理する。また、各プロセスにおける州・地方政府職員の実施能力を評価し、能力強化策のニーズを確認する。

ネパールでは、2024年4月に実施された公共財政管理アセスメント（Public Expenditure and Financial Accountability Assessment）の中で公共投資管理も扱われており、同アセスメントの結果も踏まえ、課題等の検証を行う。また、ネパール国内では、5千万ルピーを超える事業案すべてを、国の開発事業の管理システムである国家事業バンク（National Project Bank : NPB）に登録が義務付けられており、州・地方政府レベルの公共投資事業における活用実態についても確認を行う。更に、公共調達規則の第5次改正（2016）において、事業費が1000万ルピー未満の場合は、事業の利用者で構成されるユーザー委員会が地方政府の小規模インフラ事業を請け負うことが出来る制度が整備されている。州・地方政府におけるユーザー委員会への事業委託の実績、委託事業の内容について事例収集を行い、同委員会を活用した支援可能性について検証する。

(エ) 公共施設の維持管理状況

州・地方政府が実施する公共投資事業で整備したインフラ施設について活用状況や運営維持管理体制を確認する。国家計画委員会にて整備されたモニタリング評価ガイドラインの活用状況やインフラ事業の運営・維持管理に関する法令整備の有無について情報収集を行うとともに、州・地方政府で独自にガイドラインを整備しているようであれば、その実態を確認する。

5. 地方行政におけるジェンダーの取り組みと課題整理

地方自治体におけるジェンダー主流化方針・体制に関して確認し、ジェンダー平等や女性のエンパワメントの推進の取り組みについて検討する。ネパールの行政機関においては、一般的に女性は下級職に就くことが多く、意思決定過程に参画できる女性

交付金は、連邦政府である国家天然資源・財政委員会が決めた算定式に基づき、基礎部分（25%）、算定式（73.1%）、パフォーマンス結果（1.9%）を踏まえて配分額が決定される。

職員の割合は低い。州・地方政府におけるジェンダーに関する政策・制度、組織等の取り組みや課題の整理を行い、JICA が地方行政分野で取り組む際の留意点やアプローチについて検討する。

6. 連邦制を踏まえた JICA の事業実施の留意点の整理

連邦制導入以降、州・地方政府に公共投資やサービスの移管が行われ、事業の持続性を確保するために州・地方政府が主体的に活用の継続や施設の維持管理を行うことが求められるものの、JICA 事業においても、州・地方政府の脆弱な体制により、事業実施及び完了後の持続性確保に課題が見られるケースがある。本調査では、地方政府が実施や施設の運営・維持管理、持続性確保に向けた取り組みを所掌するセクターを取り上げて、課題や留意点の抽出を行い、JICA 事業を実施する上での留意点や対応策の検討を行う。各セクターにおける調査の方針は以下の通り⁷。

(ア) 運輸交通（主に道路）

連邦政府からの事業移管に伴い、地方自治体の事業件数や予算が急増している。先行調査「連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査」において、自治体内の調整の問題（州政府と地方政府の調整不足など）から工事の重複の課題も指摘されている。運輸交通における JICA 事業は主に中央政府をカウンターパートしていることから、州・地方政府、もしくは他開発援助機関が実施する事業を事例として、主に道路セクターにおける事業の留意点や対応策をまとめる。

(イ) 教育

初等・中等教育は、地方政府が学校の運営から教員研修まで幅広く業務を担っている。これまで、JICA は地方政府の教員研修の制度構築に取り組んでおり、現在は技術協力「基礎教育の質の向上支援プロジェクト」（2024～2029年）を実施中である。同案件では、先行案件で取り組んだ4カ所の地方政府を対象に実施したパイロット事業の成果を踏まえ、ネパールの全国を対象を広げ教員研修の強化に取り組む予定であり、調査対象の自治体に展開する際の課題や留意点を検討する。

(ウ) 民間セクター

地方自治体の脆弱な体制を補完する役割として、行政における官民連携が重要になっているものの、取り組みを広げる上での具体例が少ないことが課題となっている。JICA が過去実施した「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト（2015～2020年）」では、プロジェクト終了後、自治体の普及体制が十分でなかったため、自

⁷ 各セクターにおける課題や留意点の抽出、及びJICA事業を実施する上での留意点や対応策の検討については、各セクターの調査方針を踏まえた調査方法をプロポーザルで具体的に提案すること。

自治体と民間の農業資材販売会社が連携し、プロジェクトで導入した栽培技術を同企業が農家へ指導する等の取り組みが確認されている。調査対象の自治体における地元企業のリソースを効果的に活用した官民連携事例などを情報収集し知見を整理するとともに、JICA が地方で事業実施する場合の自治体と民間企業の連携における留意点を検討する。

7. 他国の JICA 支援で得られた知見・教訓の活用

南アジア地域では、バングラデシュにおいて JICA が過去に実施した「中核都市機能強化プロジェクト（2016～2021）」や現在実施中の「都市機能強化プロジェクト（2022～2025）」において、地方自治体のリソース不足（資金と人員）や公共サービスにおける実施体制、予算計画の適切な策定と執行等、ネパールと共通した課題が認識されている。また、ドミニカで実施した「地方自治体計画策定能力強化プロジェクト」では、中央政府と住民ニーズをつなぐシステムを構築し、住民ニーズを反映した開発計画の策定と予算確保で成果が発現している。更に、ホンジュラスの「西部地域・開発能力強化プロジェクト（FOCAL1）」及びその後継案件では、コミュニティ単位でのベースライン調査と開発計画策定、住民と行政の幅広い開発ニーズに応じた行政サービスを提供する手法（FOCAL プロセス）を開発している。こうした過去の類似案件の成果や教訓から、ネパールにおいても転用可能な支援を特定するとともに、過去の事例がネパールで活用できない場合はその制約を検証する。

8. 他開発援助機関の取り組み結果や教訓整理

地方行政分野では USAID や GIZ、スイス等が類似の支援に取り組んでおり、その他公共財政管理については世銀が長年支援に取り組んでいる。これら他開発援助機関が実施する事業における成果や教訓の確認を通じて JICA として取り組むべき課題を精査する。連携による相乗効果が見込める場合は併せて検討する。

第 4 条 調査の内容

上記「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外により効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

（1） 準備作業：2025 年 2～3 月

1) 業務計画書の作成・提出

既存の関連資料・データ及び先行調査の内容を精査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体の調査計画を策定する。特に、先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調

整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報/データを、ヒアリング別にリストアップし、業務計画書に反映する。

業務計画書には、連邦制の法令枠組み、連邦制下の政府の基本構造と役割、地方行政分野における他ドナー支援等の情報を整理するとともに、ネパールの地方行政分野で有効と考えられる協力の方向性の具体的な仮説を立てて、業務実施の基本方針を明確に示すこと。また、他国での類似事例案件を確認し、ネパールの適用可能性を検討する。

2) インセプション・レポートの作成

業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。インセプション・レポートをもとに発注者と打ち合わせを行い、調査全体の方針、現地での調査方法や調査項目について確認を行う。また、打ち合わせ結果をインセプション・レポートに反映する。

3) 現地調査向けのプレゼンテーション資料の作成

インセプション・レポートの内容を踏まえて、現地調査向けのプレゼンテーション資料（英文）を作成する。訪問機関によって説明内容が異なる場合には調整する。ネパール語での作成が必要な場合は翻訳を行う。

(2) 第一次現地調査：2025年3～4月

インセプション・レポートに基づき、調査目的及び計画について、ネパール側の関係機関に対し説明する。第4条 調査実施の留意事項を十分に踏まえ、下記事項の情報収集、分析を行う。下記3)～7)は、調査対象として選定した州・地方政府の現地踏査をもとに整理すること。

1) 連邦制の進展と課題整理

連邦制の進展について、選考して実施された「連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査」をレビューし、主要な政策や、関連する法令、体制の変更がある場合には更新を行う。また、PLGSP及び他ドナーによる連邦制移行、地方政府能力強化に関連する支援状況及び進捗、成果を確認し、課題を整理する。

2) 公務員の採用と地方への配置状況

公務員の配置状況について、ポスト数、配置数、充足率等について確認する。また、2020年以降、各州に州公務員委員会が設立され、州と地方政府の公務員採用を行っており、州・地方政府における公務員採用の最新動向や課題について確認する。

3) 調査対象州・地方政府の概況整理

調査対象の州・地方政府について、人口や面積、地理的概況、議会・行政機関の体制、法整備、開発レベルについて整理する。具体的には、以下①～③の項目について整理する。なお、開発レベルについては、州・地方政府に情報やデータが存在しない場合には関係者のヒアリング結果から定性的にとりまとめる。

- ① 州・地方政府の概況（人口、面積、地理的概況、民族構成、主な産業）
- ② 議会・行政機関の体制（議員数・政党構成、行政機関の職員数・組織 図、法整備、開発計画の策定状況）
- ③ 開発レベル（インフラ整備状況（道路、医療施設、給水施設など）、貧困率、就学率や母子保健指標）

4) 調査対象州・地方政府の開発・予算計画・財政管理の実施状況の確認

調査対象の州・地方政府における短期・中期の開発計画や予算計画策定について、以下項目について情報収集を行う。財政管理については、過去 5 年程度の目安を確認し、経年で増減や歳入と歳出のギャップ、予算執行率等の分析を踏まえ財務状況の評価を行う。

（ア）開発・予算計画

- ① 国家計画委員会のガイドラインの開発計画や予算計画策定における活用実態
- ② 州・地方政府にて独自のガイドライン整備状況や活用
- ③ 開発計画と予算計画の整合性（中期の開発計画を踏まえた形で短期の開発計画が策定されているか、歳入の見通しを踏まえた計画となっているか等）
- ④ 州・地方政府内の調整メカニズムの有無
- ⑤ 住民ニーズの確認と計画への反映（有用な事例があれば具体的な取り組み内容）
- ⑥ 開発計画策定に必要なデータ整備状況と活用実態

（イ）財政管理

- ① 年間の予算、歳入と歳出（連邦政府からの交付金、及び州・地方政府の税込・税外収入等の自主財源）
- ② 自主財源の増加に向けた独自の施策や取り組み

5) 調査対象州・地方政府における公共投資の実施・維持管理状況

調査対象の州・地方政府が実施する公共投資について、以下項目の情報収集を行う。過去 10 年程度を目安に確認し、州・地方政府における各事業の事業形成・

審査（優先順位付けや選定基準含む）、調達状況を確認し、課題を整理する。調査対象の自治体間において、進捗や成果に差異が認められる場合は、その要因について分析する。

（ア）公共投資の計画策定・実施

- ① 年間あたりの実施件数、主な事業内容や金額規模
- ② 公共投資の計画策定に係る法令の整備状況など制度枠組み
- ③ 事業形成・審査・選定・調達等のプロセスにおける国家計画委員会のガイドラインの活用状況
- ④ 入札等の業者選定方法や契約条件、調達プロセスにおける実施体制
- ⑤ 事業費が5000万ルピー以上の公共投資事業の国家事業バンク（NPB）への登録や活用実態
- ⑥ 事業費が1000万ルピー未満（小規模インフラ整備）におけるユーザー委員会への業務委託実績、委託内容
- ⑦ 地方自治体の歳入や連邦政府からの交付金以外の資金や協力（他ドナー資金や民間資金等）によるインフラ整備やサービス提供

（イ）公共投資の維持管理状況

- ① 公共投資で整備された代表的なインフラの維持管理状況や体制
- ② 公共投資の維持管理に係る法令の整備状況など制度枠組み
- ③ 国家計画委員会のモニタリング評価ガイドラインの活用状況（州・地方政府にて独自のガイドラインの整備の有無、及び活用実態含む）

6) 地方行政におけるジェンダーの取り組みと課題整理

ジェンダー主流化方針・体制に関して、州・地方政府におけるジェンダーに関する政策・制度、組織等の取り組みや課題について整理を行い、JICAが地方行政分野で取り組む際の留意点やアプローチについて検討する。

7) 連邦制下のJICAの事業実施の留意点の整理

第4条 調査実施の留意事項5.に沿って、運輸交通（主に道路）、教育、民間セクターの3セクターにおいてJICA事業を実施する上での留意点や対応策の検討を行う。

8) 他援助機関の支援状況

他ドナー（特に世界銀行、USAID、GIZ、スイス等）との州・地方行政や公共投資管理にかかる支援状況について情報収集・確認の上、成果や課題の整理と連携可能性について検討しとりまとめる。

(3) 第二次準備作業：2025年5～7月

現地調査で得られた情報をもとに課題の分析・整理を行い、インテリムレポートを作成し発注者に提出する。

インテリムレポートには、第一次現地調査の結果を踏まえ協力の方向性をより具体化したものを含めること。協力の方向性については、第一次現地調査現地調査で明らかになった課題に対して要因の分析を行い、①州・地方政府の開発・予算計画、②財政管理、③公共投資の計画策定・実施、④公共投資の維持管理の各項目について支援策や期待される成果等についてまとめる。まとめるにあたっては、第一次現地調査にて確認された運輸交通（主に道路）、教育、民間セクターの3セクターにおける調査結果や、他援助機関の取り組み結果も踏まえ、JICAの取り組むべき課題を精査するとともに、重複がないよう留意する

また、第二次準備作業において、第4条 調査実施の留意事項 7. に沿って、他国の地方行政案件のレビューも行い、ネパールの適用可能性を検討する。

(4) 第二次現地調査：2025年8月

追加情報収集を行うとともに、インテリムレポートの関係機関（ドナー含む）への説明及び第二次国内作業でとりまとめた今後の協力方向性に関する協議を行う。

(5) 整理作業：2025年9～11月

第二次現地調査の結果を踏まえ、ドラフトファイナルレポート（和、英）を作成し、発注者に提出する。

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改訂し、ファイナルレポートおよび要約版として取りまとめる。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約の成果品は（4）ファイナルレポートとする。「第4条 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

各報告書の先方実施機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。ドラフトファイナルレポート提出時には要約版をプレゼンテーション資料の形でまとめることとする。左記プレゼンテーション資料は、ファイナルレポートに合わせて修正を行い完成させることとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1. 報告書

(1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針（背景・目的・実施方針）、調査の内容・実施方法、作業計画（行程表、要員配置、手順）、作業期間、最終報告書目次案等
提出時期：調査開始後 2 週間以内（2025 年 2 月を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(2) インテリムレポート

記載事項：第一次現地調査結果

提出時期：第二次準備作業開始後 2 ヶ月目途（2025 年 6 月頃を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果、具体的な記載項目は、別紙 1 目次案の通り。

提出時期：調査開始後 9 ヶ月目途（2025 年 10 月頃を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(4) ファイナルレポート

記載事項：ドラフトファイナルレポートと同一

提出時期：2025 年 11 月 29 日とする

部数：和文 1 部（簡易製本）、CD-R 和文 3 部、英文 3 部、電子データの提出

(5) 報告書作成にあたっての留意事項

報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

2. その他提出物

(1) 議事録等

関係機関からのヒアリング及び各協議後には議事録（面談録）を作成し、JICA に提出すること。

(2) ネパール政府機関等への提出文書

ネパール政府関係者・関係機関等に文書を提出する場合には、事前に JICA に提出すること。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、

発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1 : 報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき、最終確定するものとする。

略語表

要約

1. 調査概要
 - (1) 調査の要約
 - (2) 調査の目的・背景
 - (3) 調査方針
 - (4) 調査内容・工程
 - (5) 調査団員・要員計画

2. ネパールにおける連邦制の進展と制度運用の課題整理
 - (1) 先行調査のレビュー結果を踏まえた変更や更新事項
 - 法制度の枠組み
 - 関係機関の体制
 - (2) 公務員の採用と地方への配置状況
 - (3) 州・地方政府ガバナンス支援プログラム (PLGSP) の成果と課題

3. 調査対象の州・地方政府の概況
 - (1) 概況 (人口、面積、地理的概況、民族構成、主な産業)
 - (2) 議会・行政機関の体制
 - (3) 開発レベル (インフラ整備状況、貧困率、就学率や母子保健指標等)
 - (4) 開発・予算計画・財政管理の実施状況
 - (5) 公共投資の実施・維持管理状況

4. 州・地方政府における課題整理
 - (1) 開発・予算計画・財政管理における課題
 - (2) 公共投資の実施・維持管理における課題

5. 連邦政府を踏まえた JICA の事業実施の留意点の整理

- (3) 運輸交通
- (4) 教育
- (5) 民間セクター

6. 他国の JICA 支援で得られた知見・教訓の活用

7. 他開発援助機関の取り組み結果や教訓整理

8. 今後の支援の方向性

- (1) 連邦政府移行後の課題
- (2) 連邦政府によって必要な対応
- (3) JICA の協力の方向性
- (4) 他ドナーの支援と連携の可能性

別添資料

調査団員リスト

調査団日程

主要面談者

面談録

収集資料及び同資料リスト

以上

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	先行調査を踏まえた州・地方政府に対する協力の方向性の提案、及び本調査における具体的な支援アプローチの検討の進め方	第4条 調査実施の留意事項 1 本調査の位置付けと想定される JICA 支援の方向性
2	調査対象の州・地方政府の訪問先選定・訪問数	第4条 調査実施の留意事項 2 調査対象の州・地方政府の選定について
3	運輸交通（主に道路）、教育、民間セクターの3セクターを対象に、地方政府が実施や施設の運営・維持管理、持続性確保に向けた取り組みを進める上での課題や留意点の抽出における調査方法	第4条 調査実施の留意事項 5 連邦制を踏まえた JICA の事業実施の留意点の整理

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 6.75 人月

(現地渡航回数：延べ7回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

対象なし

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 調査対象とする州・地方政府の候補リスト、州の開発指標、国家天然資源・財政委員会の自治体パフォーマンス評価のデータ、他開発援助機関の案件リスト（ガバナンス分野）

2) 公開資料

- ネパール国連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2021年7月）
- 全世界ビッグデータを活用した税務行政支援パイロット実証にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート（2023年9月）
- PUBLIC EXPENDITURE AND FINANCIAL ACCOUNTABILITY ASSESSMENT

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無 ¹
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う

¹ 調査対象自治体へ調査協力依頼にかかる文書発出は可（調査対象自治体より担当者を特定する必要があるため）。

こととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 10 月追記版))」を参照して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上とする経費はありません。

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙３：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2